

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例の検討について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が居住する建物においてごみなどの物品が堆積し、いわゆる「ごみ屋敷」となることで周辺的生活環境に悪影響を及ぼす事例がある。 ・「ごみ屋敷」の形成には、生活上の課題を抱えた住民が関連するケースが多く、解消にあたっては清掃などの手段だけでなく、生活上の課題への福祉支援が必要となる。 ・現状、法制度は整備されておらず、立入調査や指導・勧告等を行う根拠がないため、条例を定めて対応している自治体が存在する。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月時点で、市に相談があり、未解決の「ごみ屋敷」が11件ある。 ・市役所内での「ごみ屋敷」対応が統一されていなかったため、令和4年5月にごみ屋敷対策マニュアルを整備し、情報共有から実際の対応を連携して行う体制を整備した。 				
対象の区協議会	全ての区の協議会				
内 容	<p>「ごみ屋敷」問題解消のため、条例の制定を検討している。問題解消にあたっては地域住民の皆様の協力も重要なため、取組の方針や条例素案について説明し、意見を聴取するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ屋敷」条例の対象について ・支援を中心に据える取組の方針について ・「ごみ屋敷」解消に向けた取り組みに当たって、地域住民の皆様にご協力いただきたいことについて 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	条例制定の方針が決定した場合、11月頃にパブリックコメントを実施する予定。				
担当課	環境政策課	担当者	辻 昌孝	電話	453-6146

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。